

原野商法の二次被害に注意！

＜今回の相談事例＞

30年前に「高く売れる」と勧誘され、県外の山林を購入したが、なかなか売れず困っていたところ、最近になって、知らない業者から「別荘地として売り出すため、売ってほしい」と電話があり来訪を了承。「現地調査や看板を立てるために30万円が必要」と言われ支払った。しかし、その後、業者から一切連絡がなく、電話をしても繋がらず連絡が取れない。(70代男性)

【アドバイス】

●購入・売却はよく検討して契約しましょう。

ほとんど価値のない原野などを「将来値上がりする」等、偽って販売する手口を『原野商法』といい、過去にこうした被害に遭った人に、土地の売却を持ちかけ、調査費用、看板代など様々な名目で費用を支払わせ、その後連絡が取れなくなるなどの『二次被害』の相談が寄せられています。「必ず売れる」「買いたい人がいる」などのセールストークをうのみせず、次の点をよく確認し、1社で決めず、家族の人にも相談しましょう。

- ①「必ず土地が売れる」という業者に対して、具体的な根拠や契約内容などについて書面での説明も求める。
- ②土地の所在地の自治体等に土地の状況や、業者が説明している根拠や背景が事実であるかを確認する。
- ③できる限り現地に行き、自分や家族の目で実際に確認したり、土地の登記情報も確認する。

●クーリング・オフできる場合があります！

訪問販売や電話勧誘販売などで契約をした場合には、書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフできる可能性があります。また、虚偽の説明等があった場合には、8日を過ぎてもクーリング・オフができる場合がありますので、不安に思うことがあったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう！

二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウエルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎188いやや!(あなたの地域の消費生活センターにつながります)
 福岡県警察相談窓口 ☎ #9110(24時間対応)



まもりん



みもりん